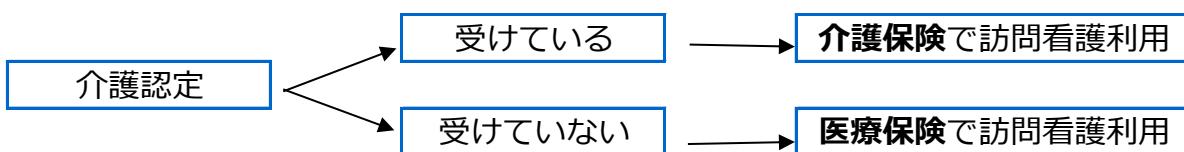




訪問看護の利用形態について、みなさんご存知でしょうか?
意外と知られていない訪問看護についてご紹介したいと思います。

< 訪問看護の利用形態 >

訪問看護の利用形態には「医療保険」と「介護保険」の
2つの利用形態があります。



上記のように、介護認定を受けているかどうかで利用形態が異なります。
しかし、介護保険を持っていても「医療保険」で訪問看護を利用出来る
場合があります。

介護保険でも医療保険で訪問看護が利用できる場合

- ① 厚生労働大臣が定める疾病等(※1)
- ② 特別訪問看護指示書(※2)



ただし、介護保険での訪問看護には利用制限はありませんが、医療保険での訪問看護
には「1日1回(90分程度)、週3回まで、1ヶ所から看護師1人で」が基本となります。

(※1)

厚生労働大臣が定める疾病等

- | | |
|--|--|
| ・末期の悪性腫瘍
・多発性硬化症
・重症筋無力症
・スモン
・筋萎縮性側索硬化症
・脊髄小脳変性
・ハンチントン病
・進行性筋ジストロフィー症
・パーキンソン病関連疾患
[進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、
パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類が
ステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度または
Ⅲ度のものに限る)] | ・多系統萎縮症
[線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症
及びシャイ・ドレーガー症候群]
・プリオント病
・亜急性硬化性全脳炎
・ライソゾーム病
・副腎白質ジストロフィー
・脊髄性筋萎縮症
・慢性炎症性脱髓性多発神経炎
・後天性免疫不全症候群
・頸髄損傷
・人工呼吸器を使用している状態 |
|--|--|

(※2)

特別訪問看護指示書とは

訪問看護指示書が交付されている利用者で、急性増悪、終末期、退院直後などで頻回に訪問看護が必要と判断された場合に交付される指示書です。

